

1 第3回委員会における園章の選定方法について

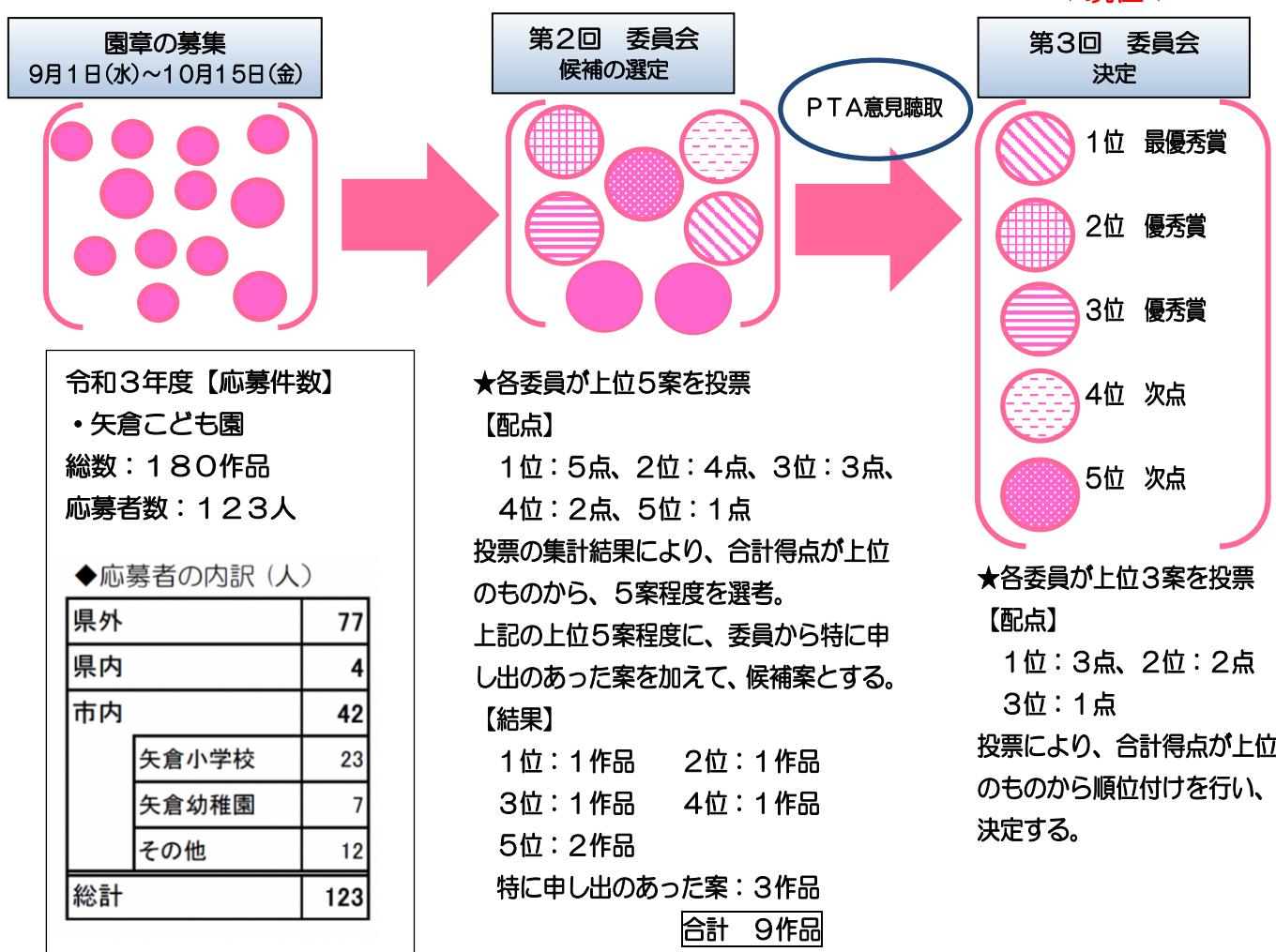
令和3年度草津市立認定こども園園章選定要領に基づき、以下の手順により選定を行います。

- ① 最終的な1～3位を各委員で決定いただき、投票を行います。配点は、1位：3点、2位：2点、3位：1点とします。
- ② 投票の集計結果により、合計得点が高い作品から順位付けを行います。なお、3位までに、同点の作品がある場合には、多数決（3候補以上の場合は投票）による順位付けを行います。
- ③ 手順②によって決まった順位の上位から、最優秀賞（1作品）、優秀賞（2作品）を答申案として選定することについて、議決を行います。

【留意事項】

- ・手順②の順位付けにおいては、多数決の結果が同数の場合は委員長の決するところによります。
- ・手順③の議決にあたっては、委員の過半数の同意が必要です。可否同数の場合は、委員長の決するところによります。
- ・著作権等の問題が判明した場合、次順位の作品を繰り上げるものとします。
- ・公表については、最優秀賞および優秀賞のみとなります。

2 園章決定までの流れ



草津市立認定こども園園章選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における草津市立矢倉こども園の園章の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章について上位5案までを選考する。

3 第2項の場合において、園章について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えて同数の得票の範囲で選考する。

4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。

5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

草津市附属機関運営規則 (抜粋)

第6条

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。